

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（1週間の正規の勤務時間）

第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 任命権者は、職務の性質により前2項の規定により難しいときは、職員の正規の勤務時間について、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第3条 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間（以下「平日」という。）において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

（週休日）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上の日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該勤務場所の特殊の必要により、これにより難しい場合において、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の日割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

（休憩時間）

第5条 任命権者は、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。
- 3 前2項に規定する休憩時間は、職務の特殊性又は当該勤務場所の特殊の必要がある場合は、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（時間外勤務及び休日勤務）

第6条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、正規の勤務時間以外の時間及び第11条に規定する休日において勤務することを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第7条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)

第8条 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務代休時間)

第10条 任命権者は、立川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。)第14条第3項の規定により時間外勤務

手当を支給すべき職員が請求した場合には、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第13条第1項において「勤務日等」という。）のうち次条に規定する休日及び第13条第1項に規定する代日休暇を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を承認された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）

第11条 次の各号に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。次条以降において同じ。）とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで（以下「年末年始の休日」という。）
- (3) 国の行事の行われる日で、規則で定める日

（休日の振替）

第12条 前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）において、第3条第2項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員については、その日に振り替えて、規則で定めるところにより前条各号に掲げる日以外の日を休日とする。

（代日休暇）

第13条 任命権者は、職員に週休日における時間外勤務又は休日における勤務を命じた場合には、規則で定めるところにより、当該週休日又は休日に代わる日（以下この条において「代日休暇」という。）として、勤務日等（第10条の規定により時間外勤務代休時間が承認された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代日休暇を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代日休暇を指定された職員は、代日休暇には、特に勤務を命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（年次有給休暇）

第14条 年次有給休暇は、1の年度ごとの休暇とし、その日数は、1の年度において、20日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者のその年度の年次有給休暇の日数は、その年度の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年度の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、40日を上限として規則で定める。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（病気休暇）

第15条 任命権者は、職員が疾病又は負傷（規則で定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

- 2 病気休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

（特別休暇）

第16条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇及び事故休暇を承認するものとする。

- 2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(介護休暇)

第17条 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。次項及び第3項において同じ。）を承認するものとする。

2 介護休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(介護時間)

第18条 任命権者は、職員が申請した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項及び第3項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 職員が前項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(会計年度任用職員に対する特例)

第19条 法第22条の2第1項に規定する職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、任命権者が定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により定められている勤務を要しない日は、この条例による改正後の立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により定められた

週休日とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条の2の規定により与えられている睡眠時間は、新条例第5条の規定により与えられた休憩時間とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第13条の規定により命ぜられている勤務は、新条例第6条の規定により命ぜられた勤務とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第15条の規定により与えられている代日休暇は、新条例第13条の規定により指定された代日休暇とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第8条の規定により与えられている年次有給休暇は、新条例第14条の規定により与えられた年次有給休暇とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第9条の規定により承認されている病気休暇は、新条例第15条の規定により承認された病気休暇とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定により承認されている特別休暇及び立川市職員リフレッシュ休暇取扱要綱（平成17年4月1日市長決定）の規定により承認されているリフレッシュ休暇は、新条例第16条の規定により承認された特別休暇とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第11条の規定により承認されている介護休暇は、新条例第17条の規定により承認された介護休暇とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第11条の2の規定により承認されている介護時間は、新条例第18条の規定により承認された介護時間とみなす。
- 11 この条例の施行の際現に旧条例第16条の規定により定められている勤務時間、休日、休暇等は、新条例第19条の規定により定められたものとみなす。